

函館市監査公表第6号

函館市教育委員会教育長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年6月26日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉



函 教 管

令和2年(2020年)5月29日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会

教育長 辻 俊 行



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会事務局		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・	その他（行政監査）	
監査等実施期間	令和元年7月25日～令和2年3月25日	講評日	令和2年3月27日
調査対象事項名	プロポーザル方式による契約について		
指摘事項, <u>意見・要望事項</u>			
<p>毎年度プロポーザル方式により契約しているものについて、これまでの業務実績によりノウハウが蓄積されていることや、現在では提案要素が乏しくなっていることなどにより所管部局において仕様を確定することが可能となっていると思われるものがあつた。</p> <p>また、その中には、応募者が一者の状況が数年続いているものもあり、仮に当該業務を受託できる事業者が一者しかいないことが確認できる場合には、プロポーザルによらない随意契約で実施することも検討する余地があると考えられるものもあつたことから、これらを踏まえたうえで、契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p>(対象となつた契約)</p> <p>学校ネットパトロール事業業務委託</p>			
措置内容, <u>対応・考え方</u>			
<p>当該委託業務は、民間業者の専門知識やノウハウを活用し、効率的な業務処理といじめや有害情報の早期発見・早期対応を図るため、外部委託とし、業者の選定については、価格面のみならず業務に対する基本的な考え方、受託体制など総合的な観点から選定する必要があるため、毎年度プロポーザル方式により受託業者を選定してまいりましたが、現在は、これまでの実績によりノウハウが蓄積されていることや、提案要素が乏しくなっていることなどから、仕様の確定および予定価格の積算が可能となっていると思われるため、プロポーザル方式に代えて一般競争入札により契約することについて検討をしていたところです。</p> <p>しかし、情報通信技術が毎年度、複雑かつ急速に発達をしており、それらを仕様に反映させるには、今回の講評から事業実施までの期間が短く対応が困難であることから、令和2年度については、プロポーザル方式により受託業者を選定することとし、令和3年度より、一般競争入札により受託業者を選定することとします。</p>			